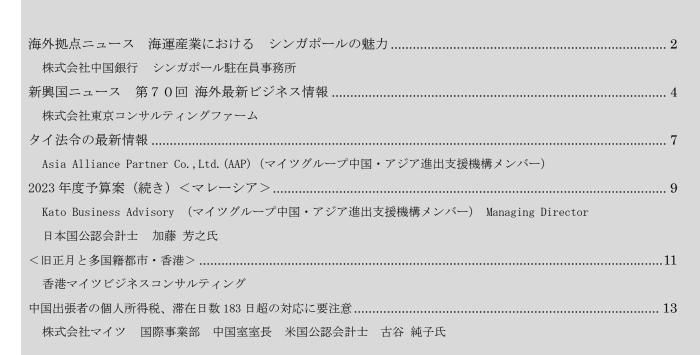
CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2023 MAR (Vol.70)

CONTENTS





- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、当14mmにより通知などに内谷が変更・中血を行うことがあります。 ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。 お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース 海運産業における シンガポールの魅力

株式会社中国銀行 シンガポール駐在員事務所

2022年2月号と9月号の2回にわたり「シンガポールでの日本産品の現状」と「テストマーケティング専門店舗」についてお伝えしました。

今回はシンガポールの主要産業である海運産業 の歴史とその魅力についてお伝えいたします。

1. シンガポール海運産業の歴史

太平洋とインド洋を結ぶ海上物流の要衝に位置するシンガポールはその地理的優位性から欧州/中東、東アジア、豪州の貿易中継地点として世界有数の海運国家として知られています。貿易中継地として発展を遂げた歴史的背景としては、1819年にシンガポールへ上陸したイギリス東インド会社のトーマス・ラッフルズ卿の存在が非常に大きいと言えます。

かねてよりシンガポールの地理的優位性に目を つけていたラッフルズ卿は、シンガポールの植民 地化を推し進め1824年に正式にイギリス領と して植民地化を行いました。

その後1830年代よりマレー半島で産出される錫、天然ゴム等の積出港として発展を遂げ、1869年にはスエズ運河が開通したことから、シンガポールの貿易中継地としての重要性はさらに高まり貿易額も何倍にも膨れ上がりました。

次にシンガポールの海運産業発展の大きな契機となったのは、シンガポール独立の父と言われ、シンガポールの初代首相リー・クアンユーの存在です。

リー・クアンユーは1965年にマレーシア連邦からの独立を成し遂げます。リー・クアンユーは資源がなく国土も東京都程しかないシンガポー

ルの発展に向け、英語を公用語に加え、外資企業 に門戸を開き、多国籍企業を積極的に誘致するな ど、様々な政策を実施しました。その中でも特に 力を入れた産業の一つが海運産業であり、積極的 な税制優遇制度に加えコンテナターミナル等のイ ンフラ面の整備を進め、今日のシンガポール海運 産業の発展に繋がっています。

インフラ整備面においては、新たなコンテナターミナルとしてシンガポール南西部に「トゥアス港」を建設中で、2022年に第1期工事が完了し9月1日に稼働を開始しました。同港は4段階での開発が進められており、2040年代の最終完成を目指しています。最終完成時点でのコンテナ取扱能力は年間6,500TEUで、2022年の取扱量3,730TEUの1.7倍の取扱量となる見込みです。

【上陸地点に立つラッフルズ像】



【シンガポールの主要港と建設中のトゥアス港】



2. シンガポールの魅力について

前項ではシンガポールが海運業に注力している 歴史的背景について述べさせていただきました。 本項ではシンガポールの魅力についてご説明させ ていただきます。

シンガポールには地理的優位性もあり、多くの 海運企業が進出しています。地理的優位性とは単 に貿易の中継地として便利な地域であるだけでな く、時間的な優位性も含まれます。アジア地域と は午前中に、午後からはヨーロッパ地域との取引 が可能であり、世界中と取引を行うことができる マーケットであることが多くの企業が集まる要因 の一つとなっています。多くの企業が集まるとい うことは、多くの情報が集まるということですの で、タイムリーかつ有用な情報が集まる地域と言 えます。

加えて、税制面での優位性も大きな魅力の一つです。海運関連の税制優遇政策としてはシンガポール船籍に対して適用される Singapore Registry Ship (SRS) や船舶を所有、運航、管理する法人に対する MSI-Approved International Shipping Enterprise Award (AIS) 等が主にあげられますが、その他にも多くの優遇政策があります。近時、日本の海運業者が多額の益金計上への対応に悩んでいるとの報道がなされていますが、シンガポールにおいては一定の条件下において運航収益や売船収益に対して非課税となっています。また、個人の所得税に対しては日本と同じ累進課税方式が採用されていますが、最高税率が44%である日本と比してシンガポールは最高22%、住民税もないことから、企業経営者が集まる要因となっています。

住居費等の固定費を含めコストが高いという側面はあるものの、それを上回る魅力がシンガポールにはあることから、近時シンガポール進出に関するお問合せも増えてきております。

3. お客さまへのメッセージ

シンガポール駐在員事務所では現地での情報収 集に加え、進出支援も行っておりますので、お気 軽に相談ください。

今回は海運産業について紹介をしましたが、テストマーケティングや販路拡大支援等の様々なソリューションを提供しております。海外進出を検討される場合は弊行へのご相談をお願い致します。 全力でサポートさせていただきます。

シンガポール駐在員事務所

所在地:

16 Collyer Quay, #24-01/02,

Singapore 049318

TEL: +65-6536-7757



新興国ニュース 第70回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はインドネシアとフィリピンの最新情報 をお届けいたします。

ぜひご一読ください。

~インドネシア~

【駐在員交代・帰任前に要確認!BPJS で抑えるポイント】

年明け以降は本社の人事異動に伴い、駐在員が 交代される企業が多くなってくるかと思います。 そこで、本日はインドネシアに駐在する際には必 ず耳にする BPJS についてご説明いたします。

<BPJS 基礎知識>

インドネシアの社会保険で、国民皆保険制度を 目的としています。

BPJS には、労働及び年金等を管轄する BPJS Manpower (Ketanagakerjaan) と、医療保障を管轄する BPJS Health (Kesehatan) の 2 つがあります。

·BPJS Manpower ※翌月15日までの支払い

BPJS Manpower には以下の4種類があります。

- 2. 老齢給付 (JHT)
- 3. 死亡保険 (JKM)
- 4. 養老年金(JP)

·BPJS Health ※当月 10 日までの支払い

対象の病院で治療を受けた場合の保障は、基本 的に薬代(ビタミン剤は含まない)は無料になる といった保障を受けることが出来ます。

<6か月以上インドネシアに駐在される方は BPJS 登録が必須です!>

全てのインドネシア人が BPJS の登録義務があり、外国人は、6 か月以上滞在する場合には登録 義務があります。

万が一、BPJS に登録をしていない場合は就労ビザの更新ができませんので、就労ビザ更新時に慌てることのないようにご自身の BPJS の登録状況を確認ください。

<帰任時には老齢給付(JHT)の積立金額の返 金が可能>

BPJS Manpower の老齢給付(JHT)は帰任時に積立金の返金が可能ですが、2か月ほど申請に時間がかかりますので、帰任の時期が決まり次第スケジュールを立てる必要があります。

【会計監査はいつまでに行うべき?】

インドネシアでは外資企業には毎年の会計監査が義務付けられています。12月決算の企業では今まさに監査中の企業が多いのではないでしょうか。また3月決算の企業ではそろそろ監査について考え始める時期ではないでしょうか。日本では会計監査はあまり馴染みのないものですが、会計監査のスケジュールについて解説します。

<会計監査の期日>

インドネシアでは、会計年度の終了から4か月 以内に法人税申告を行うことが義務付けられて います。

外資企業の場合は、監査報告書の内容に基づい て法人税申告を行う必要があります。

よって、会計年度の終了から4か月以内に、会計監査を行い、法人税申告を完了させる必要があります。



【例】12月決算の場合→4月末まで / 3月決 算の場合→7月末まで

<期日に間に合わない場合>

インドネシアでは納税遅延や申告遅延にはペナルティが課せられます。法人税申告も例外ではなく、期日までに納税と申告が間に合わなかった場合はペナルティが課せられます。

ただし、会計監査が法人税申告の期日までに終わらなかった場合に、事前に税務署に申請をすることで、2か月の期日の延長が認められています。2か月間の延長期間中はペナルティが発生いたしませんが、2か月間の延長期間を超えて遅延した期間についてはペナルティが課せられます。

※2 か月間の延長申請時にも、法人税を仮計算して、暫定的に申告・納税を行う必要があります。

会計監査は毎年の手続きとなるため、現地の経理担当者に任せきりになってしまいがちですが、1日でも期日に遅れた場合はペナルティの対象となるため、早め早めに進捗状況をご確認していただくことをお勧めします。

~フィリピン~

【『SIMカード登録法』について】

2022年10月10日にFerdinand Romualdez
Marcos Jr. (通称、Bongbong Marcos) 大統領の
署名により施行された、共和国法第11934号
(Republic Act No. 11934、通称、『SIM カード登録法』) についてご存じでしょうか。

本法には the Official Gazette (フィリピンにおける「官報」) の公表から 15 日後、即ち 2022年 10 月 24 日に施行となりました。

「駐在する、そうでないに関わらず必要?」、「罰金などがある?」、「何をしなくてはならないのか?」など巷では様々な声を耳にします。

本稿では、そもそも『SIMカード登録法』について、簡潔にご説明いたします。

『SIMカード登録法』の内容については、以下の通りになります。

- ・フィリピンにて、SIM card (Subscriber Identity Module card) を使用する全ての者に対し、各通信提供会社 (PTE、Public Telecommunications Entity ※ここでは、SIMカード提供会社。) にて利用者の個人情報の登録が義務化。
- ・既存 SIM カード利用者は、本法の施行後 180 日までに個人情報の登録が求められる。
- 注) 本法の施行が 2022 年 10 月 24 日にあたるため、2023 年 4 月 21 日までに登録をしなくてはならない。
- ・仮に法律の施行180日以内に登録を怠った場合、 SIMカードの利用停止、及び罰則(後述)。
- ・未成年利用者に関しては、保護者の同意の基、 利用者情報の登録が求められる。
- ・以下の違反者に対して、100,000PHPから1,000,000PHPの罰金が科せられる。
- 1. SIM カードを利用する際に利用者の個人情報 の登録を怠った者
- 2. 機密情報の取扱いに関して違反した者
- 3. 偽の利用者情報を用いて登録を行った者
- 4. SIMカード提供者に成りすました者
- 5. 盗難された SIM カードを販売した者
- 6. 登録済み SIM カードを転売、提供した者
- ・通信提供会社 (PTE) は、暦年の各四半期から 30日以内に、SIMカード利用者の情報を扱う販売 会社、且つ代理店情報の記載された一覧情報を

NTC (National Telecommunications Commission、フィリピン電気通信委員会) に提出することが求められる。

まとめ

この法案が公布、施行された背景として、近年 SMS (Short Message Service) などを通したスパムなどがフィリピン国内で問題になっており、それに対して国民の情報などの保護の観点からフィリピン政府が舵を切ったとされています。

いずれにせよ、現在フィリピンに駐在されている方、出張などによりフィリピンに渡航される方を問わず、フィリピンでSIMカードを購入し利用する全ての人にとって本法が適用されます。

新規利用者は、購入先の店舗にてSIMカードの登録について案内がありますので、それに従い登録する必要があります。

特に、既存利用者は 2023 年 4 月 21 日までに利用中の SIM カードに対し、個人情報を登録しなくてはならないことにご留意ください。

SIM カードの利用停止などを防ぐため、各 SIM カード提供会社に情報登録にあたり、何が必要かを確認し、登録を急ぐことをお勧めいたします。

<参照文献>

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2 022/10oct/20221010-RA-11934-FRM.pdf https://www.globe.com.ph/go/technology/article /sim-card-registration-law.html#gref

以上、最後までお読みいただき誠にありがとうございました。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界27か国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL http://wiki-investment.com/)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合先: f-info@tokyoconsultinggroup.com



タイ法令の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国

・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP) より、タイ法令の最新情報をお届けいたします。

タイ国内におけるセミナー関連費用及び展示会、見本市に対するに対する経費控除について 当勅令第757号、758号が官報に公示されました ので、以下にお知らせ致します。

1. タイ国内におけるセミナー関連費用に対する経費控除について(勅令第757号)

タイ国内研修、セミナー実施支援策として、 2022年7月15日から2022年12月31日の期間において従業員に対して実施した研修、セミナー費用に対する経費(会場代、宿泊費、交通費、ガイド料等)に関して、以下の控除を受けることができます。

- 1.1 観光・スポーツ省の助言を受けて歳入局長が 公示した支援対象地域またはその他の観光地で 開催される研修およびセミナー関連に対して、経 費の2倍の控除ができる。
- 1.2 上記 1.1 以外の地域で開催される研修・セミナー関連費用については、経費の 1.5 倍の控除ができる。
- 1.3 上記 1.1 及び 1.2 の研修・セミナーを継続的に対象地域両方で実施した場合、各内容に応じて個別に控除を受けることができる。但し、実施した地域を分けることができなければ、1.5 倍の控除を受けることができる。

2. タイ国内における展示会、見本市に対する経 費控除について (勅令第758号)

タイ国内展示会、見本市実施に対する支援策として、2022年7月15日から2022年12月31日の期間において支出したタイ国内展示会、見本市実施に対する経費(会場レンタル料、出展、展示会、見本市への参加料等)の2倍の控除が受けることができます。条件は以下の通りです。

- 2.1 出展、展示会または見本市は 2022 年 7 月 15 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に開催されていること。
- 2.2 イベントの主催者の証明書が発行されていること。
- 2.3 2022 年 7 月 15 日から 2022 年 12 月 31 日の対象期間内に会場レンタル料金またはサー ビス料金を支払われていること。

3. 「e-Withholding Tax」システム利用促進のための税務法案について

政府は2023年1月24日「e-Withholding Tax」システムの利用促進のための税務法案を閣議決定しました。(現時点(2/2)では官報において公示はされていません。)

概要は以下の通りです。

3.1「e-Withholding Tax」システム利用による 所得税納税における源泉税率の引き下げについ て

「e-Withholding Tax」システムを利用し源泉税の徴収を行った場合、源泉税率を 5%、3%、 2%から 1%に減額する。

軽減措置の適用期間:

2023 年 1 月 1 日~ 2025 年 12 月 31 日

3.2 法人 (株式会社あるいは有限会社) は 「e-With holding Tax」及び「e-Tax Invoice & e-Receipt」システムを利用するために投資した導入費用を法人所得税申告の際、2 倍の経費控除が可能となる。

軽減措置の適用期間:

2023 年 1 月 1 日~ 2025 年 12 月 31 日

以上、ご確認の程宜しくお願い致します。

Asia Alliance Partner Co., Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

-お問い合わせ先-

Asia Alliance Partner Co., Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25, Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok 10110

[Mail] info@aapth.com

[URL] http://www.aapth.com



2023 年度予算案 (続き)

<マレーシア>

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director

日本国公認会計士

加藤 芳之氏

<ポイント>

- ·納税者番号の自動付与
- ・炭素税の導入

<納税者番号の自動付与>

N子:加藤さん、今回も引き続き、2023年度予算 案のお話ですね。

加藤:はい。

N子: 宜しくお願い致します。前回から、法人税 や個人所得税以外の部分で重要な点についてお 話して頂いてますが、今回はその続きですか? 加藤: そうですね。今回で重要ポイントに関する ご説明を終え、その後、法人税や個人所得税の重 要度は落ちるものの、皆さんにお伝えした方が良 い事項についてお伝えします。前後する様で申し 訳ないのですが、まずは一通り重要ポイントをお 伝えする方が良いかなと思いまして、こういう順 序になりました。

N子: そうですね。そういう順序で良いと思います。

加藤:はい。では、残りの重要ポイントについてお話します。まずは、納税者番号(TIN)に関する改正案です。

N子:はい。

加藤:新たに導入されるこの制度では、2023 年度以降、18 歳に達した市民と永住者には、税務当局(IRB) によって TIN が自動的に付与される事になります。

N子:18歳ですか。早いですね。

加藤:そうですね。マレーシアでも、まだ働かない人が多いと思いますが、TIN は契約書のスタンピングに必須となるものですから、徹底させたいのだと思います。

N子: なるほど。あと、18歳になった時点で早め に自動で TIN を割り当て、徴税のカバー率をあげ たいのでしょうね。

加藤: そういう事でしょうね。

N子:はい。

<炭素税の導入>

加藤:次に、炭素税です。

N子:加藤さんが大好きな環境ですね。

加藤:ハハハ。大好きです。。。単純に皆で頑張って環境やりましょうねだったらまだ理解できるんですが、色々カネが動くのが納得できないんですよね。。。まあ良いですわ。ともかく、炭素税という名の税金を将来入れるらしいですよ。

N子: なるほど。

加藤:マレーシア政府は、炭素税を導入する予定で、カーボンプライシングメカニズムの実現可能性も検証するそうです。何のこっちゃ分かりませんが。ただ、実施時期、その他詳細は不明です。N子:はい。

<税務上の減価償却(Capital Allowance)・ プラントの定義の拡大>

加藤:以上で、今回の税制改正案の重要と思われる部分の解説が終了しましたが、何度も申しました通り、新政権の下、新たな予算案が発表される予定で、既にお話した内容も大幅に変わるかもしれません。

N子: そうですね。

加藤:はい。その前提で、重要性は落ちるものの、 皆さんにお伝えした方が良い事項について、今日



以降ご説明させて頂きたいと思います。

N子:はい。宜しくお願い致します。

加藤:はい。まずは、税務上の減価償却(Capital

Allowance)・プラントの定義の拡大です。

N子:はい。

加藤:従来、1967年所得税法における「プラント」の定義は、事業を遂行するために使用する装置で、無形資産等は含まないとされていました。 N子:はい。

加藤: 2023 年度予算案では、ソフトウェアなどの 無形資産を含むよう「プラント」の定義を拡大す ることが提案されています。ただ、ソフトウェア については、既に税務上の減価償却が認められて いますので、どの様な無形資産が新たに償却対象 になるのは不明です。

N子: なるほど。

加藤:発効日も未定です。

N子:ありがとうございました。

NNA 隔週記事(出所: NNA)

Kato Business Advisory(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名(2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援:設立、設立後の会計・監査・ 税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援:移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱 える税務リスクをトータルにサポートさせて頂 きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産 譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポー トさせて頂きます。

M&A 支援:バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応 会計事務所系コンサルティング会社だからこそ できるサービスを提供させて頂きます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No. 12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯: +60-12-371-0369

<旧正月と多国籍都市・香港>

香港マイツビジネスコンサルティング

2023年の旧正月は1月22日が元旦でした。今年の干支は癸卯(みずのと・う)です。

陰陽五行説では、癸が水の陰のエネルギー、卯 が木の陰のエネルギーを表しています。

「癸」は雨や露、霧など恵みの水を意味し、生命の終わりと新たな生命が成長し始めている状態を表しています。そして「卯」は安全、温和を意味し、うさぎのように飛躍するという意味から何かを始めるには吉の年です。景気の回復など好転すると言われています。新型コロナウィルスの流行から3年、徐々に海外との行き来も可能になり、フライト数も戻ってきました。リモートワークの普及など新たな生活様式の選択肢が増え、コロナ禍によって得られたものもあります。健康を維持し、お金が儲かる一年になりますように。

新年には是非、街角や書店で売られている風水の暦「通勝」を手に取ってみましょう。香港人なら一家に一冊は必ずある「通勝」には、毎日の運勢や開運のすすめが書いてあります。古い表現で書かれているため、香港人でも若い人には少々読み解くのが難しく、せいぜい結婚式の日取りを決める時くらいしか出番がないかもしれません。それでも「通勝」は持ち歩いているだけでもお守りになるという意味から、ポケット版も売られています。

また、新年には伝統芸能の獅子舞(ライオンダンス)をあちこちで見ることができます。獅子舞は「舞獅」「舞龍」「醒獅」とも呼ばれ、新年に無病息災、五穀豊穣を願って行われます。一口に獅子舞といっても広大な中国では様々な形態があり、香港で見られるのは南方獅子です。南方獅子は広東省が発祥で、獅子の特徴は色鮮やかで、中

国武術とも関係が深いとされます。対する北方獅子は、身体は金色で頭には赤い毛があり、玉乗りなどアクロバティックな動きも多く雑技として有名です。香港の獅子舞は一般的に前後に2人が入り、前足と後足が表現されています。太鼓など派手なリズムに合わせ、元気よく動く姿は中で人が操っていることを忘れるほど迫力があり、愛くるしい表情を見せてくれます。旧正月以外にも、新しいお店の開店祝いや催事などでも見ることができます。店先やマンションの入り口などにレタスと祝儀袋の「利是」が吊るしてあり、獅子がこれを踊りながら食べて吐き出すことを「採青」と言います。「採青」をしてもらったお店やその人たちには「百福臨門」といって多くの福がやってくると言われています。

また 2023 年は兎年ですが、ベトナムでは猫年となります。ベトナムの十二支は他にも牛が「水牛」、羊が「ヤギ」、猪が「ブタ」となります。ベトナム以外でも国や民族によってはワニ、蜂、亀、豹、鹿、カタツムリ、ラクダなどが入っているところもあります。十二支の発祥が中国と言われているので、元々はブタのところを日本も独自にイノシシを充てたということになりますね。

香港は多文化、他民族国家です。香港は全人口の約95%が中華系で、その他フィリピン、インドネシアなど様々な国籍の人が住んでいます。香港は海外からの移住者が仕事を探して定住する環境が整っており、日本の地方にいる外国人のように孤独を味わうこともなく、香港ではどんな国から来た人でも同胞と助け合いながら暮らすことができます。香港在住日本人の数はかつて2万6千人ほどいた2016年頃に比べると現在は1万人ほどですが、在留邦人同士の繋がりは異国の地で暮らす上で心強いものでしょう。

日本人が多く居住している区域は古くから太 古城が有名ですが、西湾河、紅磡も日系スーパー や日系幼稚園、日本人学校が近くにあるため人気 があります。九龍駅周辺も出張が多い方には便利 です。香港の中には、特に外国人が集中している エリアがいくつかあります。

尖沙咀の金巴利道(Kimberley Road)は、いわゆるコリアンストリートで韓国レストランや韓国食材店が林立しています。世界的に韓国ドラマや韓国の芸能人が人気ですが、香港にいながらにして韓国の気分が味わえます。

九龍城は、タイ人街として有名ですね。以前は バスを利用してアクセスしていた九龍城ですが、 新しくできた宋皇臺駅のおかげでより便利にな りました。コロナによりお店の閉店が相次ぎ、前 に比べてタイの雰囲気が失われつつあると懸念 されていますが、再開発と共に盛り返して欲しい です。

セントラル駅のすぐ真上には環球商場(World Wide Plaza)というビルがあり、中のお店はフィリピン一色で、香港に住むフィリピン人の拠り所となっています。同じように九龍側には、黄埔 108 商場というビルがあり、そちらもフィリピン食材などのお店がたくさん入っています。

銅鑼湾の糖街(Sugar Street)は、日曜日になるとインドネシア人でごった返しています。この通りにはインドネシア料理のお店、食材店、雑貨店などが密集しています。レストランのメニューにはインドネシア語しかないこともあります。

尖沙咀にある重慶マンションはインド人、イン ド料理店で有名ですが、中東やアフリカ系の人に とっても大切なコミュニティとなっています。ア フリカからは中古品を買い付けに来ている人が 多く、中国ビジネスの中継地となっています。

「人種のるつぼ」と呼ばれ多くの外国人が暮ら す香港ですが、香港人はそれらと一線を画して生 活をしています。お互いの文化が混ざり合うこと はありませんが、うまく共存していると言えます。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要:

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、 人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービ スをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

-お問い合わせ先-

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,

30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel: +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : http://www.myts.co.jp



中国出張者の個人所得税、 滞在日数 183 日超の対応に要注意 ~最善策は、歴年の滞在日数を 183 日以内とし 日中租税協定の短期滞在者免税措置を享受 すべく、出張日数をコントロールすること~

株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏

2023年に入り、中国への入国時における隔離措置の撤廃(一時的に日本国籍者へのビザ発給の暫定停止があったものの既に解除)され、弊社にもMビザ取得にかかる照会や依頼が多数、寄せられています。また既に、成田、羽田の発着便の日中間のフライトも増便されつつあるなど、今後、更に日中間の渡航が容易になると予想される状況です。この為、今後、日本本社から中国への出張者が増加すると見込まれる為、本稿では出張者にかかる個人所得税について説明します。

1. 中国出張者にかかる個人所得税の概要:短期 滞在者免税措置により中国での納税は発生し ないケース

> 日本本社に勤務する日本国籍等の出張者 (以下"中国出張者"と表記)は、原則、日本の居住者/中国の非居住者に該当しますⁱ。 まず日本の所得税ですが、居住者として、原 則、全世界所得に対して、日本で課税されますⁱⁱ。一方、中国の個人所得税については、 日中間では日中租税協定ⁱⁱⁱが締結されている為、同第 15 条第 2 項で規定される、以下の短期滞在者免税措置の 3 要件の全てに該当するか否かで納税義務の有無を判断します。

【短期滞在者免税措置が享受可能な3要件: 日中租税協定第15条第2項】

- ① 報酬の受領者が当該年を通じて合計 183 日 を超過しない期間、当該他方の締約国内に 滞在すること
- ② 報酬が当該他方の締約国内の居住者でない

雇用者またはこれに代わる者から支われる ものであること

③ 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に 有する恒久的施設又は固定的施設によって 負担されるものでないこと

すなわち、中国出張者が暦年(2023年1月1日~12月31日)で183日を超過して中国に滞在せず、中国出張中の給与等も含めて日本本社により報酬が支払われ、更に、中国国内に本社の恒久的施設(Permanent Establishment、所謂"PE")が無いような、日中租税協定の短期滞在者免税措置の3要件の全てを充足する場合には、原則、日本本社の中国出張者に対して、中国の個人所得税に対する課税義務が生じません(PEについては、下述"2"を参照のこと)。

 183 日を超過したなど、中国での納税義務が 発生するケースの対応

もし上記の3 要件をいずれかを満たさない、 例えば、歴年で中国滞在日数が183 日を超過 した場合、どの様に対応すべきでしょうか?

もし滞在日数が 183 日を超過した場合、以下 の政部・税務総局公告 2019 年第 35 号^{iv}に則り 183 日に達した月次の終了後 15 日以内に税務 機関に過去月次の給与・賃金所得の納付税額 を納付する旨が定められています。

【財政部・税務総局公告 2019 年第 35 号】

- 五-(一) 住所の無い個人の見込み国内居住期間に関する規定
- 2. 住所の無い個人が一納税年度内において 国内居住日数が累計90日を超過しないと 見込んだが、実際の累計居住日数が90日 を超過した、或いは他方の居住者個人が 租税協定に規定する期間内において国内 滞在日数が183日を超過しないと見込ん だが、実際の滞在日数が183日を超過し た場合、90日或いは183日に達した月次 終了後15日以内に、主管税務機関に報告 して過去の月次賃金給与所得の納付税額 を改めて計算して税額を納付しなければ ならず、追納するが、この場合、滞納金 は徴収されない。

一方、実務的には、改正個人所得税法等の施行後、税務当局は出張先の中国企業(すなわち、プロジェクトの実施先、或いは報酬の支払元)を通じた納税申告を要求することが一般的であり、日本本社のコンプライアンスに則り、中国出張者が適時に納税しようとしても、取引先の中国現地企業を通じた納税を求められた場合、そのハードルが高く、対応に苦慮されるケースが見受けられます。

(尚、地域や個別の具体的な状況により、中国マイツグループにて納税代行が可能なケースもありますが、当該現地企業での税務システム操作、納税操作等が基本的に必要となり、当該現地企業の協力が前提となります。)

また、日中租税協定と中国国内法では機構・拠点の定義に差異が生じており、中国出張者の提供したサービス費用に関して PE ではないと中国税務当局には認定されずにサービス費用の支払時に企業所得税の源泉徴収を行う場合、個人所得税の課税リスクが生じる可能性もあります。

3. 留意事項

まず、上述の繰り返しになりますが、中国当局の現状における見解、すなわち"中国出張者の納税対応は、原則、プロジェクトの実施先(或いは、報酬の支払元)を通して行うことが基本"の下では、出張先が現地法人子会社であれば対応可能と思われるものの、出張先が中国企業などの取引先であれば、同企業の協力を得ることが前提となる為、適切に納税を行うことは、中々容易ではないと考えます。

また、本稿は中国の個人所得税に限定しており割愛しますが、上述した PE 課税の論点の通り、中国出張者にかかる税務は個人所得税のみならず、日本本社の企業所得税 (PE 課税) や法人税 (中国現地法人からの適切な対価の回収:国外関連者に対する寄附金)など、日本本

社にも密接に関わる論点と言えます。

従い、中国出張者にかかる個人所得税の課税リスクを低減させる最善策は、歴年の滞在日数を183 日以内として日中租税協定の短期滞在者免税措置を享受すべく、出張日数をコントロールすることに尽きると考えます。但し上述の通り、出張者の提供したサービス費用の回収時に、PE 課税による企業所得税の源泉徴収が必要となった場合には個人所得税の課税リスクの生じる可能性もあり、留意すべきと思われます。

この為、2023年の早い段階において、中国 出張者の訪中滞在日数を計画し、適切に管理す ることがまず肝要です。更に本社として中国出 張者が現地にて果たす役割・役務の妥当性やリ スク、対価の有償性等においても、計画の段階 から確認、検証することがより望ましいものと 思われます。

URL: No. 2010 納税義務者となる個人 | 国税庁 (nta. go. jp)

但し、日本の役員報酬や中国の董事報酬に関しては、 下記の日中租税条約(第16条)等に基づく納税義務 が生じる点に留意が必要。

第16条:一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

URL: China1983_jp_en.pdf (mof.go.jp)

i 中国籍の場合、中国税法上、中国国内の滞在日数にかかわらず、習慣的居住性を有し"住所を有する"中国の居住者と判定され、日中の"双方居住者"として、日本と中国の両国で課税される可能性に留意が必要。個人所得税法(第1条)、個人所得税法実施条例(第2条)、日中租税協定(第4条)等を参照のこと。

ii 詳細は下記 URL の通り。

iii 同協定の原文は下記 URL の通り。

iv 財政部・税務総局公告 2019 年第 35 号の原文は下記 URL の通り。

URL:财政部 税务总局关于非居民个人和无住所居民个人有关个人所得税政策的公告 (chinatax.gov.cn)

* 日中租税協定では PE の構成要件に "12 か月の間に 6 か月超"等、一定期間の"工事 (Project)"の存在を含むが、「企業所得税実施条例」(第5条)では"中国 国内の生産経営活動に従事する機構・拠点"の定義と して"役務の提供場所"などを挙げており、機構・拠点の存在する期間をその構成要素に含んでいない等、 日中租税協定と中国国内法では機構・拠点の定義に差 異が生じている。

尚、PE 課税の詳細は、既往 JP マイツ通信 2021 年 7 月「With コロナ SV 役務 (Supervising Service) 時の技術者派遣にかかる PE 課税」を参照のこと。 尚、JP マイツ通信を始めとする各種ニューズレターは下記 URL を参照されたい。

URL: <u>ニューズレター アーカイブ</u> 株式会社マイツ (myts. co. jp)

マイツグループ

日本国内に 3 拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

[URL] : http://www.myts.co.jp

[TEL] 03-6261-5323/ [FAX] 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原 (しのはら) Email: yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。